

約款 新旧対照表

『マーケットプレイス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
新設	(新設)	<p>第17節 MotionBoard（以下、本節において、「本個別サービス」といいます。）</p> <p>第83条（本個別サービスの内容）</p> <p>1. 本個別サービスは、ウイングアーク1st株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供する、情報の可視化及びデータの分析を行い、これらを踏まえたレポートの作成、組織内における情報共有の促進及び業務の効率化等を行うためのBIツールであるMotionBoard（オンプレミス版サブスクリプションライセンス）を利用できるサービスです。本個別サービスには、本提供者により提供される「標準保守サービス」が含まれます。</p>	新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第84条（上位規約）</p> <p>1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「サブスクリプションライセンス契約約款」及び「保守サービス約款」とします。</p>	新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第85条（契約継続期間）</p> <p>1. 本個別サービスには契約継続期間があります。その詳細はサービスサイトにおいて定めるものとします。</p>	新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第86条（ユーザー数の変更）</p> <p>1. 本個別サービスを特定の計算リソース（以下、本条において「対象リソース」といいます。）において利用させることができるユーザーの数（以下、本条において「ユーザー数」といいます。）の変更は、利用契約更新後の初月にのみ行うことができます。利用者は、ユーザー数の変更を希望する場合、契約期間満了日が属する月の前月20日までに、当社が指定する方法により対象リソースを指定したうえでユーザー数の増減を申し出るものとします。当該申出があった場合、利用者は、利用契約更新後の初月のうちの当社が別途通知した日（以下、本条において「増減反映日」といいます。）から、増減後のユーザー数で本個別サービスを利用することができるものとします。</p> <p>2. 前項に定めるユーザー数の増減は、当社が指定する単位以外の数量で行うことはできないものとし、また、増減反映日を利用契約更新後の初月以外の月に属する日とすることはできないものとします。</p> <p>3. 利用者が第1項に定めるユーザー数の増減を行った場合、利用者は、増減後のユーザー数に応じた利用料金を第4条の規定に従って支払うものとします。増減反映日が月の途中となった場合であっても、増減反映日が属する月は、増減後のユーザー数に応じた利用料金が1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。</p>	新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第87条（サポート）</p> <p>1. 本個別サービスに関するサポートについては、本提供者が提供する「標準保守サービス」を利用して本提供者に問い合わせを行うものとします。</p> <p>2. 本個別サービスに関する請求、解約その他の利用契約の内容については、当社に問い合わせを行うものとします。</p>	新しくリリースする個別サービスについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>1. この約款は、2024年12月12日から適用されたマーケットプレイス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2025年2月27日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>1. この約款は、2025年2月27日から適用されたマーケットプレイス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2025年3月27日より適用されます。</p>	本改定に伴う適用日の変更を行います。